

4 結果利用上の注意

(1) チェンソー伐木作業者（自己所有）の賃金
林業における作業では、従来から鋸斧等の生産用具は労働者の自己負担となっているのが普通である。しかし、チェンソー伐木作業者のうち、チェンソーを自ら所有又は事実上管理している者の場合には、比較的高価な生産用具を自ら提供しているため、支払われる賃金にはその使用料を含んで計算されるので、一般的に他の職種より賃金が高くなっている。
したがって、職種間の比較に当たっては、この点を考慮する必要がある。

(2) 統計表の表示

「-」は、該当労働者がいない場合、
「*」は、当該数値の調査労働者数が少ないため、表章はしているが利用に際しては特に注意を要する場合である。

また、「x」は調査労働者数が少ないため、表章することが不適当な場合である。

(3) 地域集計の区分

地域集計の区分については、以下のとおりとした。

地 域	道 県
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関 東・信 越	茨城、栃木、群馬、新潟、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	兵庫、奈良、和歌山
中 国	島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、愛媛、高知
九 州	熊本、大分、宮崎、鹿児島

(4) 未収録統計表について

統計表のうち、第2表の賃金形態、第3表の通勤・山泊地区、第4表の通勤・山泊地区及び平均年齢、第5表の通勤・山泊地区、年齢階級及び1日平均きまって支給する現金給与額階級、同様に、道県、職種、1日平均きまって支給する現金給与額階級別労働者数及び特性値については、報告書に収録されていない。その利用については、厚生労働省大臣官房統計情報部賃金福祉統計課へ照会されたい。

(5) 調査職種について

平成12年より、人力集運材作業者を対象外とし、機械伐木造材作業者を新たに対象に加えた。